

奈良県ふるさと名物商品購入助成事業 販売事業者募集要領

1 趣旨

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）を活用して、県が指定した魅力ある県産品（奈良県ふるさと名物商品）を販売するインターネット通信販売サイトを開設し、県産品の認知度向上と消費拡大による地域経済の活性化を図ります。つきましては、この事業に参加する事業者（以下「販売事業者」という。）を募集します。

2 事業の概要

（1）販売事業者の基準

次の①～⑥を全て満たすこと。

- ① 県内に本社又は主たる事務所を有する法人
- ② 自らが生産し、製造し、又は加工する商品のみをインターネット通信販売する事業者でないこと。
- ③ 県内の概ね 10 者以上の生産者・製造業者等の商品について、インターネット通信販売を行っているもの
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- ⑤ 事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること

（2）販売対象商品

販売対象商品については、「奈良県ふるさと名物商品募集要領」により規定しています。

（3）販売方法

県が指定した「奈良県ふるさと名物商品」を、県が定めた割引率で割り引いた価格での、インターネットを介した通信販売を行います。

当事業のスキーム及び取引にあたっての留意事項については、別紙 1・2のとおりです。

（4）割引率

新商品（平成 24 年 1 月 1 日以降に開発され、又は改良された奈良県ふるさと名物商品）
： 40%

既存商品（平成 24 年 1 月 1 日前概ね 7 年間に開発され、又は改良された奈良県ふるさと名物商品）： 30%

(5) 割引販売に係る補助金について

販売実績に応じた割引額は国の交付金を用いて、県より販売事業者へ補助します。

割引額の補助金は、非課税です。支払いサイトは、月末締め翌月末までの支払いを予定しています。

(6) 販売期間

平成 27 年 10 月上旬から平成 28 年 3 月予定

割引分に相当する補助金の予算が無くなり次第、割引販売は終了し、通常価格での販売となります。

(7) 申請方法

① 次の書類を郵送又は持参により御提出ください。

ア 参加申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

ウ その他、事業計画書を補強する資料（必要に応じて御提出ください）

※郵送の場合は、配送状況が確認できる手段で送付して下さい。

※参加申請は原則、販売を予定する「奈良県ふるさと名物商品」を同時に申請して下さい。

② お問い合わせ・申請書提出先は次のとおりです。

奈良テレビ放送 クロスメディア局 開発部 担当：鈴木

〒630-8575 奈良市法蓮佐保山 3-1-11

電話 0742-24-2977 FAX 0742-24-2985 e-mail : narameibutu@naratv.co.jp

※問い合わせは、FAX 又は電子メールで受け付けます。

(8) スケジュール

① 募集

平成 27 年 9 月 4 日（金）～平成 27 年 9 月 14 日（月）

② 決定又は不採択通知（予定）

平成 27 年 9 月 18 日（金）

3 審査方法

奈良県が設置した審査委員会が書面審査を行います。